



# さかぐち多美子 活動ニュース

## 私の健康保険証どうなるの？(Part 1)

薬局や病院で「マイナカードはありますか」と声をかけられたけど、診察を受けたり、薬をもらったりするのに「作らなきゃいけないの？」という声をよく聞きます。

政府が、薬局や病院に支援金や、声かけの「台本」まで用意をして、マイナ保険証の利用促進を強化しているからです。

### マイナ保険証を作らなくても病院にかかれます

Q：マイナ保険証ってなに？

A：マイナンバーカードを健康保険証として利用登録（ひも付け）したものです。

Q：政府はどのようにしているの？

A：今年の12月2日から従来の健康保険証の新規発行をやめて、マイナ保険証による医療機関の受診を基本とした仕組みに変えようとしています。

Q：12月2日から、マイナ保険証がないと病院や薬局で受診できなくなるの？

A：そんなことはありません。現行の保険証を使っている人は、有効期限が切れるまで引き続き使えます（最大1年間）。例えば、今年9月に保険証が送られてきたら、来年の9月まで使うことができます。

Q：現行の保険証の有効期限が切れたら？

A：マイナンバーカードを持っていない人、保険証とひも付けていない人には、現行の保険証の代わりに「資格確認書」が交付されます。申請は不要です。

Q：「資格確認書」ってどんなもの？

A：現行の保険証と材質も大きさも掲載内容もほぼ同じものです。ただ、これまでと違い最大5年の有効期限を設けています。

マイナ保険証がなくても、今後送られてくる「資格確認書」を持っていけば受診できます。



8月10日の河西後援会・パームティ前宣伝

## ☆無料生活相談所☆

医療や福祉・暮らし・法律などお気軽にご相談ください。

〈場所〉さかぐち多美子相談所  
和歌山市西庄274

〈時間〉平日の午後1時30分から  
午後4時まで受け付けています

〈電話〉073-454-0538

ご意見など、お気軽にお寄せください  
連絡先：日本共産党和歌山市議団073-435-1113

## 気候変動による豪雨災害から、いのち・財産を守る県政を

台風の季節になりました。昨年の6月2日に近畿地方で初めて発生した線状降水帯と台風2号による川の氾濫で大変な被害がありました。

その時の教訓を生かし、県は災害対策本部の立ち上げ、システムを改善しました。一方、日本共産党の国会事務所の協力で、直接内閣府に対して、「すべての被災者に支援が届くよう」要望をしました。その際「県からも災害救助法の適用に手をあげてほしい」と言われました。

災害救助法（施行令第1条第1項第4号）は避難所の設営・物品の供与・応急修理代の支給などの費用負担は国が主体となるものです。県が適用の是非を判断することになっています。

全国的には県が適用しない判断をした例がいくつもあるということですが、県民の安全と安心の確保のために積極的に活用すべきと求めています。



2023年12月27日、近畿国政事務所主催で現地見学。咲州タワーから会場を望んでいます。

## 大阪・関西万博への子ども動員は中止を

国は4月8日に「修学旅行等における2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の活用について」という通知を発出しています。

県としては児童生徒への入場料・交通費の支援をすることで各学校への参加意向調査をしました。会場は昼食場所が全く不足しています。

駐車場から800メートル歩かなければいけないことや熱中症対策など問題が山積しています。

その上、3月には会場予定地の夢洲1区でメタンガスの爆発事故が起っています。そこには焼却残滓や上下水汚泥などで埋め立てた現役最終処分場で埋め立て物の分解に伴って可燃性のメタンガスが発生し続けています。さらに地下には猛毒のPCBを大量に保管・地盤沈下と液状化、避難ルートはトンネルと橋しかないことなど不安がいっぱいです。

保護者や学校への情報提供が不十分なまま万博ありきで「遠足」など進めることは大変危険です。

ぜひ、みなさんの声をお聞かせください。

## ☆無料生活相談所☆

医療や福祉・暮らし・法律などお気軽にご相談ください。

＜場所＞奥村のり子相談所

和歌山市中246-3

＜時間＞金曜日、午後1時30分から午後4時まで受け付けています。

＜電話＞073-488-9693